

答 申 書

上総第323号
平成29年2月28日

平成29年2月1日付け上総第300号による諮問について、審査の結果、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

当該個人情報取扱事務は、個人情報の収集について特に必要があるものと認める。なお、個人情報の取り扱いに当たっては、上三川町個人情報保護条例の趣旨に則り、本日示された上三川町監視カメラ等設置及び運用に関する要綱のとおり適切に運用されたい。

第2 諮問事案の概要

実施機関が平成29年2月1日付けで行った諮問「上三川町が管理する施設への監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について」について、審査会に見解を求めるもの。